第4章 法人の管理・運営について

1 指定NPO法人の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の提出

指定NPO法人は、毎事業年度終了の日から3か月以内に、下表①~⑩に掲げる書類を市長に提出しなければなりません(条例13、規則35)。

(注1) すべてのNPO法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度1回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります(法29)。

〇 市長に毎事業年度提出する書類一覧

	提出書類		参照ページ
1	控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書		109
2	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
3	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を 記載した書類		
4	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する 事項を記載した書類	前事	
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類	業	
5	ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場	年度	
	合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 イ 役員等 ^(注1) との取引	0	
6	寄附者(当該指定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 ^(注2) で、前事業年度における当該指定NPO法人に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限ります。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	収益の明	
7	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関 する事項を記載した書類	細な	
8	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	Į.,	
9	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額 及び使途並びにその実施日を記載した書類)	
10	指定基準に適合している旨を説明する書類(<u>P61~94</u>)のうち、第4条第1項第5号、第6号ア及びイ、第7号、第9号、第11 掲げる基準に適合している旨を説明する書類及び欠格事由(第6号)のいずれにも該当していない旨を説明する書類 ※指定基準等チェック表(第5表、第6表、第7表、第9表)、 事由チェック表	号に条各	77~96

- (注1) ⑤欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の 親族又はこれらの者と次のア〜ウに掲げる特殊の関係にある者をいいます。
 - ア 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - イ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持 している関係
 - ウ 上記ア、イに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (注2)⑥欄の「特殊の関係」は、(注1)ア~ウに掲げる関係をいいます。

	提出書類		参照ページ
(1)	控除対象特定非営利活動法人事業報告書等提出書	110	
12	事業報告書(前事業年度分)	+	
13	貸借対照表(前事業年度分)	事業	
14)	活動計算書(前事業年度分)	報	
15	財産目録(前事業年度分)	告	
16	年間役員名簿(前事業年度分)	書等	
17)	社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載 した書面(前事業年度末日現在)	寺	
18	役員名簿(最新のもの)		
19	定款等(定款、定款の認証及び登記に関する書類の写し: よもの)	最新の	

(2) 助成金の報告

指定NPO法人は、助成金の支給を行ったときには、次に掲げる書類を作成し、市長に提出しなければなりません(条例 13③、規則 35③)。

	書類の作成時期	作成(提出)書類
助成金の支給を行っ た場合	支給後遅滞なく	助成の実績を記載した書類

(3) その他の報告(変更の届出)

指定NPO法人は、次表に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、「提出書類」欄に掲げる書類を市長に提出する必要があります。(条例10①)

**	
変更事項	提出書類
(1) 定款の記載内容	①控除対象特定非営利活動法人変更届出書(規則31) ②変更後の定款 ③当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ④登記事項証明書(法人の登記事項に係る変更の場合に限る) ⑤所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものにあっては、当該認証を受けたことを証する書類の写し
(2)役員の氏名又は住所若しくは居所	①控除対象特定非営利活動法人変更届出書(規則31) ②変更後の役員名簿 ③役員が新たに就任した場合は、 その役員が条例第6条(役員の欠格事由)に該当しない旨を説明する書面の写し
(3)代表者の氏名 (4)主たる事務所の所在地 (5)その他の事務所の所在地 (6)その現に行っている事業の 概要 (7)主たる事務所以外の事務所 の責任者の氏名及び役職名	①控除対象特定非営利活動法人変更届出書(規則 31)

2 指定NPO法人の情報公開

(1) 指定NPO法人の情報公開(備置き、閲覧)

指定NPO法人は、以下の書類について、その事務所に備え置くとともに、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければいけません(P104の「指定NPO法人又は市における閲覧等書類一覧」参照)(条例 11、12)。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 指定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など規則33①で定める書類
- ⑧ ⑦のほか、規則33②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

(2) 指定NPO法人の情報公開(インターネット)

指定NPO法人は、上記の書類のうち、①~③、⑥及び⑦の一部について、自らのホームページ等において、インターネットにより公開することに努めなければなりません(P104の「指定NPO法人又は市における閲覧等書類一覧」参照)(条例 11②)。

(3) 市長の情報公開 (閲覧・謄写)

市長は、指定NPO法人から提出を受けた上記(1)④~⑨の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させることとしています(条例 14、規則 36)。

<指定NPO法人又は市における閲覧等書類一覧>

指定NPO法人又は市において閲覧等(市においては謄写も可能です。)の対象となる書類及びその閲覧可能期間は次のとおりです。

※インターネットでの情報公開については、努力義務です。

■			指足	ENPO法		ī	長	
事業報告表 新選書類(活動計算書、貨債対照表)		書類名				問監	抽問	毎年
事計算書類(活動計算書、貨債対照表) 業財産目録。 報年間役員名簿(各事業年度において役員であった 告者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無名記載 は、注意面 した名面 した名面 した名面 した名面 した名面 した名面 した書面 受員名簿 に大書面 受員名簿 に大書面 受員名簿 に大書面 受責名簿 指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説 関する事項を収欠を特事由に該当しない旨を説明する書類 指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説 関する事項を収入欠格事由に該当しない旨を説明する書類 関本の海泉別の明細、借入金の明細その他の資金 に関する事項を記載した書類 関事業年度の移聞名名簿 中田書に添付した指定の基準に適合する官を説 関する事項を記載した書類 のの明細、信入金の明細その他の資金 に関する事項を記載した書類 対定、関する事項を記載した書類 の内容に関する事項を記載した書類 がに関する事項を記載した書類 の内容に関する事項を記載した書類 の内容に関する事項を記載した書類 の所名に対する。可を記載した書類 の所名に対する金額の長も多いものから順次 その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位 から第1回はまでの取引 の解目に従るが取引に係るの観え での内容に関すする。の民名並切にその著付金の額及 の受害と対する金額の合制額が20万円以上である ものに関ります。この氏名並切にその著付金の額及 の受法へ等に対する金額の計画が決する事項を記載した書類 あからる者で、全事表に対する金額の計画が出た書類 ののに関ります。記の氏名並切にその著付金の額及 ののに関ります。記の氏名並切にその著付金の額及 ののに関ります。記の氏名並切にその著付金の額及 のの表に関する事項を記載した書類 本語をそ得た職員のの飲数及び当該職員に対する給与の総数及び当該職員に対する事項を記載した書類 あから名で、全事の係ののの表と多いものが出まします。 日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、			期間	閲覧	1	別見	初申	市へ提出
等 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面 (全員名簿、 認証及び参配に関する書類の写し) 前事業年度の寄附者名簿 情定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 (大きの事事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する表達、 (大きの事項を記載した書類 (大きの事項を記載した書類 (大きの事項を記載した書類 (大きの事項を記載した書類 (大きの事項を記載した書類 (大きの事項を記載した書類 (大きの事項を記載した書類 (大きの事)を対し、対し、 (大きの事)を対し、 (大き	業報告	計算書類(活動計算書、貸借対照表) 財産目録 年間役員名簿(各事業年度において役員であった 者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載	成 日 か	0	0			0
放良名漢 定款等定款、認証及び登記に関する書類の写し) 前事業年度の寄附者名簿 指定の申出書に添付した指定の基準に適合する言を説明する書類及び欠格事由に該当しない言を説明する書類及が欠格事由に該当しない言を説明する書類を 援定 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金 に関する事項を記載した書類 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その 内容に関する事項を記載した書類 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その 内容に関する事項を記載した書類 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その 内容に関する事項を記載した書類 次に掲げる取引に係る取引をいきのもの の内容に関する事項を記載した書類 次に掲げる取引に係る取引をが登出したのもの順次 その内容に関する事項を記載した書類 次に掲げる取引のび費用の生ずる取引のそれ それについて、取引金額の最も多いものから順次 を大れについて、取引金額の最も多いものから順次 を大れについて、取引金額の最も多いものから順次 を大れについて、取引金額の最も多いものから順次 を大いら第5個位までの取引 ・収益のある者で、全事業年土における津小見指定NPO は人等に対する金額の合計額が20万円以上である のおる者で、全事業年土における津小見指定NPO は人等に対する金額の合計額が20万円以上である のりに限ります。の氏名並びにその寄付金の額及 が製に関する事項を記載した書類 ありたのに限ります。の氏名並びにその相手先及び支出年 月日を記載した書類 海外への送金又は金銭の持ち出しを行った場合に おけるその金額及び使途並びにその相手先及び支出年 月日を記載した書類 指定基準に適合している旨を説明する書類のうち、条 例第4条第1項第5号、第6号ア及びイ、第7号、第9号 に掲げる基準に適合している旨を説明する書類のうち、条 例第4条第1項第5号、第6号ア及びイ、第7号、第9号 に掲げる基準に適合している旨を説明する書類のが、第7号、第9号 に掲げる基準に適合している旨を説明する書類のうち、条 例第4条第1項第5号、第6号ア及びイ、第7号、第9号 に掲げる基準に適合している旨を説明する書類のうち、条 例第4条第1項第5号、第6号ア及びイ、第7号、第9号 に掲げる基準に適合している旨を説明する書類のうち、条 例第4条第1項第5号、第6号ア及びイ、第7号、第9号 に掲げる基準に適合している旨を説明する書類のうち、条 根第4億条条号のいすれにも該当していない旨を 被明する書類 指定基準に適合している旨を説明する書類のうち、条 例第4条第1項第5号、第6号ア及びイ、第7号、第9号 に掲げる基準に適合している旨を説明する書類のうち、条 例第4条第1項第5号、第7号・第9号 に掲げる基準に適合している旨を説明する書類のうち、条 例第4条第1項第5号、第5号・第9号 に関する事類を 対する書類の方ち、条 例第4条第1項第5号、第7号・第7号・第9号 に掲げる基準に適合している旨を説明する書類の方も、第7号・第9号 に掲げる基準に適合している旨を説明する書類の方も、第7号・第7号・第7号・第7号・第7号・第7号・第7号・第7号・第7号・第7号・		社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載	5					
反称等 (定款、認証及び登記に関する書類の写し) 前事業年度の (公の								
指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類をいた。 類	_		143	0	0			
規定 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金 に関する事項を記載した書類 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その 内容に関する事項を記載した書類 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その 内容に関する事項を記載した書類 市・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれ 事 ぞれについて、取引金額の最も多いものから順次 キの順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位 から第5順位までの取引 で成ときでの取引 で放きでの取引 であい者(当該指定NPO法人等の役員、役員の配偶 根 者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係 のある者で、全事業年土における津小貝指定NPO は人等に対する金額の合計額が20万円以上である ものに限ります。)の氏名並びにその寄付金の額及 い受領を月日を記載した書類 声がへの送金又は金銭の持ち出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその相手先及び支出年 月日を記載した書類 海外への送金又は金銭の持ち出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類 海外への送金又は金銭の持ち出しを行った場合におけるを介金の額及び使途並びにその実施日を記載した書類 市産基準に適合している旨を説明する書類のうち、条例第4条第1項第5号、第6号ア及びイ、第7号、第9号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類及び次格事由(第6条各号)のいずれにも該当していない旨を説明する書類及び次格事由(第6条各号)のいずれにも該当していない旨を説明する書類のより、第4年とは、第4年と	指明類指体	定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書 定の申出書に添付した寄附金を充当する予定の具 的な事業の内容を記載した書類	5 定 年日	0		0		
収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金 に関する事項を記載した書類 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その 内容に関する事項を記載した書類 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その 内容に関する事項を記載した書類 ・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれ ・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれ ・で、収益の生ずる取引の過過をいものから順次 その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位 から第5順位までの取引 ・ で負との取引 ・ 高附着における連小具指定NPO の法人等に対する金額の合計額が20万円以上であるものに限ります。)の氏名並びにその寄付金の額及び受領年月日を記載した書類 おいて受領年月日を記載した書類 海外への送金又は金銭の持ち出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその事施日を記載した書類 方出した書類 海外への送金又は金銭の持ち出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類 海外への送金又は金銭の持ち出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその事を記載した書類 第外への送金又は金銭の持ち出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその事を記載した書類 第外への送金又は金銭の持ち出しを行った場合における条件に職員の総数及び当該職員に対する給与のの機算の手を記載した書類 第十年度のの末日に関する事項を発した。第1年度のの末日に掲げる基準に適合している旨を説明する書類及び欠格事由(第6条各号)のいずれにも該当していない旨を説明する書類を分析を書類を表替していない旨を説明する書類を表替していない旨を説明する書類を表すのよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ				0	0	0		0
内容に関する事項を記載した書類	<u> </u>	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金 に関する事項を記載した書類						
次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 ・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5間間で高密附者(当該指定NPO)法人等の役員、役員の配偶収者苦しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、全事業年土における津小貝指定NPOの法人等に対する金額の合計額が20万円以上であるものに限ります。)の氏名並びにその寄付金の額及の形とのに限ります。)の氏名並びにその寄付金の額及のが登録に関する事項を記載した書類を出した書類を出した書類を出した。書類を出した書類を出した。の実施日を記載した書類を出した。の送額に関する事項を記載した書類を出した。の実施日を記載した書類を出した。の表述のにその報道がにその有手先及び支出年月日を記載した書類を対した。の表述のにその実施日を記載した書類を対した。の表述にその実施日を記載した書類を対けるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類を出します。 指定基準に適合している旨を説明する書類のうち、条例第4条第1項第5号、第6号ア及びイ、第7号、第9号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類及び欠格事由(第6条各号)のいずれにも該当していない旨を説明する書類を対していない旨を説明する書類を対していない旨を説明する書類を対していない旨を説明する書類を対していない旨を説明する書類を対していない旨を説明する書類を対していない旨を説明する書類を対していない旨を説明する書類を対していない旨を説明する書類を対していない旨を説明する書類を対していない旨を記述されていない旨を記述されていない旨を説明する書類を対していない旨を記述されていない旨を記述されていない旨を記述されているによりによりないます。			<i>N</i> =		0			
例第4条第1項第5号、第6号ア及びイ、第7号、第9号に掲げる基準に適合している旨を説明する書類及び欠格事由(第6条各号)のいずれにも該当していない旨を説明する書類 すで 公司 〇 公司 〇 〇 〇 〇 〇 ○ ○ <td>事業年度の収益の明細など</td> <td>次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 ・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ・役員との取引 寄附者(当該指定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、全事業年土における津小貝指定NPO法人等に対する金額の合計額が20万円以上であるものに限ります。)の氏名並びにその寄付金の額及び受領年月日を記載した書類 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類 結今を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類 カーの送金又は金銭の持ち出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類</td> <td>成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>去5年間に提出を受けたも</td> <td>0</td>	事業年度の収益の明細など	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 ・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ・役員との取引 寄附者(当該指定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、全事業年土における津小貝指定NPO法人等に対する金額の合計額が20万円以上であるものに限ります。)の氏名並びにその寄付金の額及び受領年月日を記載した書類 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類 結今を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類 カーの送金又は金銭の持ち出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日	0	0	0	去5年間に提出を受けたも	0
「助成金の支給の実績」を記載した書類	例に格説※	第4条第1項第5号、第6号ア及びイ、第7号、第9号 掲げる基準に適合している旨を説明する書類及び欠 事由(第6条各号)のいずれにも該当していない旨を 明する書類 指定基準等チェック表(第5, 6, 7, 9表)、欠格事由	ま	0		0		0
	「財	加成金の支給の実績」を記載した書類		0		0		0

3 指定NPO法人に対する監督等

(1) 指定NPO法人に対する報告及び検査

① 市長は、指定NPO法人が法令、法令に基づく行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定NPO法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、市長は、その職員に当該指定NPO法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(条例17①)。

- ② 上記①の検査については、次のように定められています。
 - ア 市長は、当該検査をする職員に、上記①の疑いがあると認める理由を記載した書面 を、あらかじめ、指定NPO法人の役員等に提示させることとしています(条例17②)。
 - イ 市長が、上記①の検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、 あらかじめ、上記アの書面の提示を要しないこととしています(条例 17③)。
 - ウ 上記イの場合において、市長は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする 職員に、指定NPO法人の役員等に上記イの書面を提示させることとしています。 (条例 17④)。
 - エ 上記①の検査をする職員が、当該検査により上記ア又はウで理由として提示した事項以外の事項について、①の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではありません。この場合、ア又はウの規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとしています(条例17⑤)。
 - オ ①の検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければなりません。また、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(条例 17⑥、⑦、規則 41)。

(2) 指定NPO法人に対する勧告、命令等

- ① 市長は、指定NPO法人について、(4)②の指定の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定NPO法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます (条例18①)。
- ② 市長は、上記①の規定による勧告を受けた指定NPO法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該指定NPO法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(条例 18②)。
- ③ 上記①の勧告並びに②の命令は、書面により行うよう努めなければなりません(条例 18③)。
- ④ 市長は、上記①の勧告又は②の命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公表しなければなりません(条例 18 ④)。

(3) その他の事業の停止

① 市長は、その他の事業を行う指定NPO法人につき、その他の事業から生じた利益が 当該指定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認める

- ときは、当該指定NPO法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(条例19①)。
- ② 市長は、上記①の命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示しなければなりません(条例 19②)。

(4) 指定NPO法人の指定の取消し

- ① 市長は、指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しに必要な手続を行わなければなりません(条例20①)。
 - ア 市内に主たる事務所を有しなくなったとき
 - イ 欠格事由(指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由についてはP52~53を参照願います。)のいずれかに該当するとき
 - ウ 偽りその他不正の手段により指定又は指定の有効期間の更新を受けたとき
 - エ 指定の有効期間が経過したとき (有効期間の更新の申出をした場合を除く)。
 - オ 指定の有効期間の更新の申出をした場合であって、指定の基準に適合しないと市長が 認めたとき
 - カ 合併の届出をした場合であって、合併後のNPO法人が指定の基準に適合しないと市 長が認めたとき
 - キ 正当な理由がなく、上記(2)②の命令又は(3)①のその他の事業の停止命令に従わないとき
 - ク 指定NPO法人から指定の取消しの申出があったとき
 - ケ 指定NPO法人が解散したとき
- ② 市長は、指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しに必要な手続を行うことができます(条例 20②)。
 - ア 法 29 条の規定に違反して事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、又は、条例第13 条の規定に違反して役員報酬規程等を市長に提出(P100参照)しないとき
 - イ 条例第4条第1項第5号(運営組織及び経理に関する基準(<u>P46~47</u>参照))、同項第6号ア・イ(事業活動に関する基準(<u>P48~49</u>参照))、同項第9号(不正行為等に関する基準(<u>P51</u>参照)) に掲げる基準に適合しなくなったとき
 - ウ 条例第10条の規定に違反して変更の届出を市長に提出(P102 参照)しないとき、又は、 第16条第1項の規定に違反して合併の届出を知事に提出(P114参照)しないとき
 - エ 正当な理由がないのに、条例第 11条第 1 項又は第 12 条第 4 項の規定(指定N P O 法 人の情報公開($P49\sim50$ 参照))に違反して、書類を閲覧させないとき、又は虚偽の書類を閲覧させたとき
 - オ 条例第11 条第2項又は第12 条第5項の規定(指定NPO法人の情報公開(<u>P49~</u>50参照))に違反して、書類を公表しないとき、又は虚偽の書類を公表したとき
 - カ 条例第 12 条第 1 項 (条例第 16 条第 4 項において準用する場合を含む。)又は第 2 項 及び第 3 項までの規定(指定NPO法人の情報公開(P49~50参照))に違反して、書類 を備え置かないとき、又はこれに記載すべき事項を記載しないとき、若しくは 不実の 記載をしたとき
 - キ 条例第17条第1項(指定NPO法人に対する報告及び検査(P105参照))の規定によ

る報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、 若しくは忌避したとき

- ク 上記ア~キのほか、法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反したとき
- ③ 指定の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。
 - ア 上記(4)①又は②の指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該指定NPO 法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされ ています(条例 20③)。
 - イ 市長は、上記③アの請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該指定法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(条例 20④)。
 - ウ 市長は、指定を取り消したときは、その理由を付した書面をもって指定を受けていた NPO法人にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法 により、その旨を公示することとされています(条例 20⑤)。
- ④ 市長は、指定の取消し等この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、他の公共団体等に照会等を行うことができます(条例21)。

控除对象特定非営利活動法人変更届出書

年 月 日登別市長 様	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 FAX 番号					
	フ リ ガ ナ 法人の名称						
	フリガナ 代表者の氏名						
	指定の有効期間	自	年	月	日		
	1日足以有效規則	至	年	月	日		

次の事項について変更したので、登別市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例 第10条の規定により、届け出ます。

変更事項	変更後	変更前	変更年月日

備考

- 1 この届出書は、条例第10条第1項各号に掲げる事項に変更があったときで、市長に変更を届け出る場合に使用すること。
- 2 「指定の有効期間」の欄には、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記載すること。
- 3 条例第10条第1項各号に掲げる事項の変更の届出にあっては、変更事項の内容を説明する書類を添付すること。
- 4 役員の氏名又は住所若しくは居所の変更の届出にあっては、変更後の役員名簿及び条例第6条 第1号に該当しない旨を説明する書類を添付すること。
- 5 定款の変更にあっては、変更後の定款及び次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書 類を添付すること。
- (1) 特定非営利活動法人の登記事項に係る変更の場合 登記事項証明書
- (2)(1)以外の場合 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(特定非営利活動促進 法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものにあって は、当該認証を受けたことを証する書類の写し)

控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

日様	主たる事務所の所在地	₹	電話番号 FAX 番号					
	ァ リ ガ ナ 法人の名称							
	フ リ ガ ナ 代表者の氏名							
	指定の有効期間		自	年	月	日		
			至	年	月	日		
	事業年度		月	日~	月	日		

登別市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第13条第1項の規定により、次の書類を提出します。

記

- 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の次に掲げる事項を記載した書類
- (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多い者から順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

イ 役員等との取引

- (4) 寄附者(当該控除対象特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該控除対象特定非営利活動法人に対する 寄附金の額の合計が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- (5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- (7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- 3 条例第4条第1項第5号、第6号ア及びイ、第7号並びに第9号に掲げる基準に適合している旨 及び条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

控除対象特定非営利活動法人事業報告書等提出書

年 登別市長	月様	日	主たる事務所の 所 在 地	
	138		フリガナ 法人の名称	
			フリガナ 代表者の氏名	
			指定年月日	年 月 日
		指定の有効期間	自 年 月 日	
			15 VC -> 15 VV 2-20 11-11	至 年月日

次に掲げる前事業年度 (年月日から年月日まで)の事業報告書等について、登別市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第13条第2項の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び 代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

(備考)

- 1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載するか、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載すること。
- 2 上記5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿とすること。

控除对象特定非営利活動法人助成金支給実績提出書

年月日	主たる事務所の所在地	電話番号
登別市長 様		FAX 番号
	フ リ ガ ナ 法人の名称	
	フリガナ 代表者の氏名	
	指定年月日	年 月 日
	化学の右端期間	自 年 月 日
	指定の有効期間	至 年 月 日

助成金の支給を行ったので、登別市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第 13条第2項の規定により、その助成の実績を次のとおり提出します。

支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

備考 助成の実績について書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。

控除対象特定非営利活動法人解散届出書

<i>F</i>	н				Ŧ									
年	月	日	主たる事務	务所の所在地		電話番号	L							
登別市	节長	様				FAX 番号	<u> </u>							
			フリ 法人	」 _{ガーナ} の名称										
			フリ 清算ノ	^ガ ナ 人の氏名										
					Ŧ									
				住所又は居所										
			清算人の信			電話番号	1.							
						FAX 番号	클							
			指定	年月日				年	月	日				
			性学の	有効期間		自		年	月	日				
			有足り	有别别间		至		年	月	日				
次位	のとま	おり丼	空除対象特定	三 非営利活動法	人を角	解散したの	ので、	登別市	控除対	象特定	と 非営	利活動	助法人	の指
定のヨ	手続等	い りゅう かいりゅう かいり かいし かいし しゅう かいし しゅう かいし しゅう かいし しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	関する条例第	15条の規定に	こより	、届け出	ます。							
1 角	解散年	F月 F	1											
2 角	解散の	つ理は	3											
3 7	浅余貝	才産の)処分方法											

備考

- 1 条例第16条第1項の規定による届出を既に市長に行った場合は、この届出を要しない。
- 2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

登別市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第12条 第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名		事業年度	年	月	日 ~	年	月	日
-----	--	------	---	---	-----	---	---	---

- 1 資金に関する事項(①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項)
- ※丸数字は、登別市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第12条第2項第3号に 定める事項の詳細について規定している登別市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関す る条例施行規則第33条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細	
収益源線の内訳	金額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	1.1
合計	P
2) 借入金の明細	円 円
	円 円 金額
2) 借入金の明細	円 金額 円
2)借入金の明細	田 田 金額 円 円
2)借入金の明細	会額 円 日 日 日 円 日
2) 借入金の明細	田 田 金額 円 円 円
2) 借入金の明細	円 円

2 資産の譲渡等の内容に関する事項(②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項)

譲渡資産の内容 料金 条件等	1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等	-	
田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	譲渡資産の内容	料金	条件等
円 円 円 円 円 円 円 貸付資産の内容 料金 条件等 円 円 円 円 </td <td></td> <td>円</td> <td></td>		円	
円 円		円	
円 円 円 円 円 貸付資産の内容 料金 条件等 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円		円	
円 (2) 資産の貸付にけに係る料金及び条件等 貸付資産の内容 料金 条件等 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円		円	
円 (2) 資産の貸付にけに係る料金及び条件等 料金 条件等 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円		円	
円 (2) 資産の貸付にけに係る料金及び条件等 貸付資産の内容 料金 条件等 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円		円	
(2) 資産の貸付にけに係る料金及び条件等		円	
貸付資産の内容料金条件等円円円円円円円円円円円円円円		円	
貸付資産の内容料金条件等円円円円円円円円円円円円円円			
貸付資産の内容料金条件等円円円円円円円円円円円円円円			
円円円円円円円円円円円円円	(2) 資産の貸付にけに係る料金及び条件等		
円円円円円円円円円円円円円	 貸付資産の内容	料金	条件等
円円円円円円円円		円	
円 円 円 円 円 円		円	
円 円 円 円		円	
円円円		円	
円 円		円	
— — — — — — — — — — — — — — — — — — —		円	
—————————————————————————————————————		円	
	_		
1 7			
		1.7	
	(a) (11 7 to - 12 11)) (for we do! A 77 as \$6 (4) for		
(a) (11 7 to a 14 11) = 15		A Jol	Az Isl. Foto
(3) 役務の提供に係る料金及び条件等	では、		条件等
役務の提供の内容 料金 条件等			
役務の提供の内容料金条件等円	_		
役務の提供の内容料金条件等円円		円	
役務の提供の内容料金条件等円円		円	
役務の提供の内容 料金 条件等 円 円 円 円		円	
役務の提供の内容 料金 条件等 円 円 円 円		円	
役務の提供の内容 料金 条件等 円 円 円 円 円 円		Ш	
役務の提供の内容 料金 条件等 円 円 円 円 円 円		円	

3 取引の内容に関する事項(③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ア:収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 イ:役員等との取引)

(1)	収益の生ずる取引	の上位5者
\ 1 /	4X'III: V / 1. 7 (J 4X / 1.	V/ 11/1. U/ 11/1

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3)役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	貸付資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対価の額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

4 寄附者に関する事項(④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度 中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日)

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等 氏名	寄附金額	受領年月日
FV/H	円	文展十月 日
	円	
	円	
	円 円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	•	

5 **給与の総額等に関する事項**(⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項)

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
	円

6 支出した寄附金に関する事項(⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日)

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附 金額
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
	合計			円

7 海外への送金等に関する事項(⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及 び使途並びにその実施日)

実施日	使途	金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
•		•

「登別市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第

12条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

- (1)欄には、受取寄附金、○○事業収益、○○資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。
 - (2) 欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
 - (3) 欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(1)~(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等に おける条件を記載します。個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を 記載します。

3 「3 取引の内容に関する事項」欄

- (1) 及び(2) の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。
- (3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項) この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている 者

4 「4 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項) この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは3親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている もの

5 「5 給与の総額等に関する事項」欄

当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

6 「6 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金(助成金を含みます。)について記載します。

7 「7 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。